



総合科学の基礎C 哲学・思想の基礎

学部共通科目(2017年度)

第11回 倫理的な正しさとは何か 現代リベラリズムの立場 その2

1.4 ロールズのリベラリズム

カント的なリベラリズムを現代的に再解釈したものとしての、ロールズのリベラリズム

『正義論』(1971年)の構想

ジョン・ロールズ(John Rawls)は、**ロック・ルソー・カントに代表される社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めることを試みた**。彼の正義論は、有力で支配的な伝統をなしてきた功利主義より優れた、正義に関する体系的な説明の代替案を提示している。ロールズは、**平等に近い意味での「公正」という要素と「自由」とを両立させる形で、「正義論」を構想した**。(ロールズ『改訂版 正義論』)

(2)正義、原初状態、無知のヴェール

正義(justice)は社会の諸制度がまずもって発揮すべき効能である。どれだけ効率的でうまく編成されている法や制度であろうとも、もしそれらが正義に反するのであれば、改革し撤廃せねばならない。すべての人びとは正義に基づいた不可侵なるものを所持しており、社会全体の福祉[の実現という口実]を持ち出したとしても、これを蹂躪することはできない。(ロールズ『改訂版 正義論』)

- 公正としての正義の構想は、**カント的に解釈することが可能であり、**平等な自由の原理もその解釈から導き出される。その解釈はカントの自律の観念を基礎としている。(ロールズ『改訂版 正義論』)

●原初状態

公正としての正義において、伝統的な社会契約説における自然状態に対応するものが、**平等な原初状態(original position)**である。この原初状態は、実際の歴史上の事態とか、文化の原始的な状態として考案されたものではない。それは正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、**純粹に仮設的な状況**だと了承されている。(ロールズ、前掲書) →続く

この状況の本質的特徴のひとつ。誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていない。契約当事者たちは各人の善の構想やおのおのに特有の心理的性向も知らない。(ロールズ、前掲書)

● 無知のヴェール

正義の諸原理は、**無知のヴェール(veil of ignorance)**に覆われた状態のままに選択される。諸原理を選択するにあたって、自然本性的な偶然性や社会状況による偶発性の違いが結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすることがなくなる、という条件がこれによって確保される。(ロールズ、前掲書)

- 全員が同じような状況に置かれており、**特定個人の状態を優遇する諸原理を誰も特定できない**がゆえに、正義の諸原理が公正な合意もしくは交渉の結果もたらされる。**原初状態とは適切な契約の出発点をなす現状であって、そこで到達された基本的な合意は公正なものとなる。**(ロールズ、前掲書)

思考実験としての「無知のヴェール」

ーサンデルの解釈ー

- 共同体の生活を律する原理を選ぶために、つまり社会契約を定めるために、人びとが集まったとする。ここで問題となることは彼らはどのような原理を選ぶかである。人びとは原理原則を選ぶために集まったが、**自分が社会のどの位置にいるのかはわからない**。全員が「無知のヴェール」をかぶった状態で原理を選ぶと想像する。**無知のヴェールをかぶると、一時的に自分は何者かがまったくわからなくなる**。(サンデル『これからの「正義」の話をしてよう』)

- 自分が属する階級も、性格も、人種も、民族も、政治的意見も、宗教上の信念もわからない。もし全員がこうした情報をもっていないなら、実質的には誰もが平等の原初状態で選択を行うことになる。交渉力に差がない以上、人びとが同意する原則は公正なもの(just)となるはずだ。これがロールズの考える社会契約、すなわち平等の原初状態における仮説的な同意である。(サンデル、前掲書)

- もし自分がこのような状態に置かれたら、あなたは合理的で、利己的な個人として、どのような原則を選ぶだろうかとロールズは問いかける。ロールズはまず、功利主義的な原理が選ばれることはないと推論する。無知のヴェールをかぶっている人はみな、「自分は抑圧された少数派かもしれない」と考えている。したがって、最大多数の幸福のために犠牲にされることを望まないであろう。(サンデル、前掲書)

- また、徹底した自由競争やリバタリアニズムを選ぶ人もいない。このような原理は、市場経済で得た利益を独占する権利を一部の人びとに与えるが、彼らはこう考えるからだ。「もしかしたらビル・ゲイツになるかもしれない。でもホームレスになる可能性もある。ならば底辺層を切り捨てるシステムは避けたほうが無難だ」。(サンデル、前掲書)

(3)正義の二原理

原初状態で合意されると思われる正義の二原理はまず次のように呈示される。

＜第一原理＞

各人は、**平等な基本的諸自由の最も広範な制度的枠組みに対する平等な権利を保持すべきである**。ただし、最も広範な枠組みといっても〔無制限なものではなく〕他の人びとの諸自由の同様〔に広範〕な制度の枠組みと両立可能なものでなければならない。(ロールズ『改訂版 正義論』) →続く

＜第二原理＞

社会的・経済的不平等は、次の二条件を
充たすように編成されなければならない
—(a)そうした不平等が各人の利益にな
ると無理なく予期しうること、かつ(b)全員
に開かれている地位や職務に付帯する
[ものだけに不平等をとどめるべき]こと。

(ロールズ、前掲書)

正義の原理の説明

これらの原理は、社会の基本構造に対して、第一義的に適用され、権利と義務の割り当てを律し、社会的・経済的諸利益の分配を統制する。

第一原理は、**基本的な権利と義務を平等に割り当てる**ことを要求する。**第二原理**は、社会的・経済的な不平等(たとえば富や職務権限の不平等)が正義にかなうのは、**それらの不平等が結果として全員の便益(そして、とりわけ社会で最も不遇な[＝相対的利益の取り分が最も少ない]人びとの便益)を補正する場合に限られる。**(ロールズ、前掲書)

第一原理

第一原理は、「政治的な自由」(投票権や公職就任権)と「言論および集会の自由」、「良心の自由」と「思想の自由」、心理的抑圧および身体への暴行・損傷からの自由(人身の不可侵性)を含む「人身の自由」、「個人的財産＝動産を保有する権利」と法の支配の概念が規定する「恣意的な逮捕・押収からの自由」などの諸自由が平等に分かち合われるべきだとする。(ロールズ、前掲書)

第二原理

第二原理は、〔1〕所得と富の分配および〔2〕職権(authority)と責任の格差(differences)を活用した諸組織の設計という両面に適用される。富と所得の分配は平等にする必要はないにせよ、各人の利益となるものでなければならず、そして同時に職権と責任を伴う地位は全員がアクセス〔利用・入手〕可能なものでなければならない。第二原理の適用は種々の地位の開放性を保持するところから着手され、次いでその制約のもとで、各人の便益となるように**社会的・経済的不平等の調整を図る**ことになる。(ロールズ、前掲書)

二原理の順序

これら二つの原理は、**第一原理が第二原理に先行する**という逐次的順序に従って配列されねばならない。この順序づけは、**第一原理が保護する平等な基本的諸自由**の侵害は、社会的・経済的利益の増大によって正当化されえないことを示している。これらの自由には中枢をなす適用範囲があり、その範囲内では他の基本的な自由と対立する場合にのみ、自由が制限され・削減されうる。(ロールズ、前掲書) →続く

自由が相互に衝突するときには制限を受け入れるのであるから、基本的諸自由のどれひとつとして絶対的なものではない。とはいえ、相互調整の結果、複数の自由がひとつのシステムをどのようにして形成するにいたったとしても、そのシステムはすべての全員にとって同じものとならねばならない。**第二原理**に関して、**富と所得の分配および職権と責任を伴う地位は、基本的な自由および機会均等の双方と不整合を来たすものであってはならない。**(ロールズ、前掲書) →続く

これら二原理は、「すべての社会的な諸価値—自由と機会、所得と富、自尊の社会的諸基礎—は、これらの一部または全部の不平等な分配が各人の利益になるのでない限り、**平等に分配されるべきである**」という、比較的一般的な正義の構想の特別なケースに該当する。
(ロールズ、前掲書)

(4)格差原理

第二原理には曖昧な点があったため、最終的には次のように書き直された。

<第二原理>

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a)そうした不平等が、正義にかなった**貯蓄原理***と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。**格差原理**

(ロールズ、前掲書) →続く

(b) **公平な機会均等**の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する[ものだけに不平等がとどまる]ように。

機会均等の原理

(ルールズ、前掲書)

* 貯蓄原理

貯蓄原理(saving principle)は、社会の進展の水準ごとにそれぞれ適切な貯蓄率(あるいは貯蓄率の幅)を割り当てるためのルールである。社会の進展の段階が異なるのに応じて、異なる貯蓄率が割り当てられる。人びとが貧しくて貯蓄が困難なときには、低めの貯蓄率が要求されねばならない。他方、比較的に富裕な社会においては実質的な貯蓄負担は重くないため、より多額の貯蓄を期待しても理にかなう。(ロールズ、前掲書) →続く

- 正義にかなった貯蓄原理は、正義の重要問題のひとつとして社会が貯蓄すべきものごと〔次世代に残しておくべきものごと〕に適用される。正義にかなった貯蓄原理は、正義にかなった社会を実現し保持するという負担を公正に分かち合うことに関する、世代間の了解事項としてみることができる。(ロールズ、前掲書)

格差原理の説明(1)

- 格差原理は、生まれつきの才能の分配・分布をいくつかの点で**共通の資産**(common asset)と見なし、**この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする、ひとつの合意**を実質的に表している。生まれつき恵まれた立場におかれた人びとは誰であれ、運悪く力負けした人びとの状況を改善するという条件に基づいてのみ、自分たちの幸運から利得を得ることが許される。(ロールズ、前掲書) → 続く

格差原理の説明(2)

- 有利な立場に生まれ落ちた人びとは、たんに生来の才能がより優れていたというだけで、利益を得ることがあってはならない。利益を得ることができるのは、自分たちの訓練・教育にかかる費用を支払うためだけであり、またより不運な人びとを分け隔てなく支援するかたちで自分の資質を使用するためだけである。より卓越した生来の能力を持つに値する者はひとりもないし、より恵まれた社会生活のスタート地点を占めるに値する者もない。(ロールズ、前掲書)

【格差原理についてのサンデルの解説】

- ロールズは一律に平等な社会を目指しているわけではない。格差原理は、才能ある人間にハンディキャップを課すことなしに、才能や資質の不平等な分配を是正することである。天賦の才の持ち主には、その才能を訓練して伸ばすよう促すとともに、その才能が市場で生み出した報酬は共同体全体のものであることを理解してもらおうというものである。足の速い者がいるなら、ハンディキャップを課するのではなく、自由に走り、ベストを尽くせるようにする。ただし勝利は自分だけのものではなく、そのような才能を持たない人びととも分かち合う必要があることを前もって確認しておく。(サンデル『これからの「正義」の話をしよう』)